

健発0412第11号

平成25年4月12日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る埋葬及び火葬の特例等の施行について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の施行に関し、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第五十六条第二項の規定により特定都道府県知事が行う埋葬又は火葬の方法を定める告示（平成25年厚生労働省告示第142号。以下「告示」という。）が公布されたところであるが、これらに係る埋葬及び火葬の特例等に関する内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市区町村に対し周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 墓地、埋葬等に関する法律の特例

厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）第5条及び第14条に規定する手続について、以下のとおり、その特例を定めることができること。（法第56条第1項、施行令第15条関係）

(1) 厚生労働大臣は、墓地埋葬法第5条及び第14条に規定する手続の特例

を定めるときは、その対象となる地域を指定するものとする。

- (2) 厚生労働大臣は、その定める期間内に指定した地域における遺体に係る墓地埋葬法第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可について、同条第2項に規定する市町村長のほか、当該遺体の現に存する地の市町村長その他の市町村長がこれを行うものとするができること。
- (3) 厚生労働大臣は、指定した地域において公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場においては墓地埋葬法第5条第1項の規定による許可を要しないものとするができること。
- (4) 厚生労働大臣は、墓地埋葬法第14条に規定する手続について特例を定めるものとする。

2 特定都道府県知事等による埋葬又は火葬の実施

- (1) 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならないこと。(法第56条第2項、告示関係)

火葬場の処理能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあることにより、火葬が行われない状態が続き、一時的な埋葬を行うことが必要と認められる場合において、特定都道府県知事が、法第56条第2項の規定により埋葬又は火葬を行うときは、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。

- (2) 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、(1)の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。この場合における手続については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第23条の規定が準用されること。(法第56条第3項、施行令第16条関係)
- (3) なお、遺体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、墓地埋葬法第9条の規定に基づき、死亡地の市町村長が、埋葬又は火葬を行わなければならないこと。